

# 大規模事業評価の答申への対応方針について

平成 23 年 2 月 24 日  
岩手県政策地域部

平成 22 年 10 月及び 11 月に岩手県政策評価委員会へ諮問した 4 事業について、「大規模事業評価について（答申）」への対応方針が決まりましたのでお知らせします。

## 1 大規模事業評価専門委員会の審議経過等

### (1) 岩手県政策評価委員会への諮問及び審議状況

：審議、：現地調査

事業名	評価基準 1	諮問 年月日	第 6 回 10/25	第 7 回 11/4	第 8 回 11/15	第 9 回 12/10	第 10 回 12/19	第 11 回 1/14	第 12 回 1/31	第 13 回 2/14
築川道路道路改築事業	県	H22. 10.4								
築川地区緊急地方道路整備事業	県									
築川ダム建設事業	県 国									
津付ダム建設事業	県 国	H22. 11.15								

- 1 県基準による再評価とは、従来の「知事が行う政策等の評価に関する条例」に基づく再評価、国基準による再評価とは、国が臨時的かつ一斉に行っている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく再評価
- 2 パブリックコメントを実施した結果、築川ダム建設事業では 106 件、津付ダム建設事業では 232 件、そのほかの事業で 11 件の合わせて 349 件の意見の提出があった。

### (2) 答 申

平成 23 年 2 月 17 日に政策評価委員会（専門委員会と連名）から、一部の事業に意見が付されたものの、県の評価は妥当との答申を受けた。（別添 1 のとおり）

## 2 大規模事業評価の答申への対応方針

対応方針については、答申結果を踏まえ、いずれも事業を継続することとした。（別添 2 のとおり）

### 【本件に関する問い合わせ先】

- 大規模事業評価の制度全般に関するもの：政策地域部政策推進室（内線 5180）
- 大規模事業評価の事業地区に関するもの：県土整備部建設技術振興課（内線 5950）

## 大規模公共事業 再評価答申結果一覧表（県基準による再評価）

番号	課名	事業名	路線名等・箇所名	事業計画			県の再評価結果							再評価の要件	答申結果	県の対応方針
				着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)	事業進捗状況		社会経済情勢			総合評価				
							進捗状況	計画変更	社会経済	評価指標	自然環境					
1	河川課	やながわ 築川ダム建設事業	一級河川北上川水系 築川	H4	H32	53,000	BB	b	b	B	c	a	a	要検討 (事業継続)	県の評価は 妥当 1項目の付帯 意見あり	事業継続
2	道路建設課	やながわ 築川道路道路改築事業	一般国道106号 築川道路	H8	H24	15,000	A	b	a	AA	a	a	a	事業継続	県の評価は 妥当	事業継続
3	道路建設課	やながわ 築川地区緊急地方道路整備 事業	主要地方道盛岡大迫東和線 築川	H14	H26	2,560	B	b	c	AA	a	a	a	要検討 (見直し継続)	県の評価は 妥当	見直し継続
4	河川課	つづき 津付ダム建設事業	二級河川気仙川水系 大股川	S56	H33	14,100	A	b	a	B	c	a	a	要検討 (事業継続)	県の評価は 妥当 1項目の付帯 意見あり	事業継続

県基準による再評価とは、従来の「知事が行う政策等の評価に関する条例」に基づく再評価

再評価の要件：

事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業

事業に着手した年度から起算して6年度又は10年度内に完了が見込まれない事業

再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価、再々々々評価）

事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（地域高規格道路及びダム事業に限る）

社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）

大規模公共事業 再評価答申結果一覧表（国基準による再評価）

番号	課名	事業名	路線名等・箇所名	事業計画			県の再評価結果		答申結果	県の対応方針
				着手年度	完了年度	総事業費 (百万円)	総合評価	理由		
県土整備部										
1	河川課	やながわ 築川ダム建設事業	一級河川北上川水系 築川	H4	H32	53,000	現対策案が 妥当	治水対策、新規利水対策、流水の正常な機能の維持に係る対策とも、他の案に比べ現対策案が最も経済的であり、早期に効果が発現できる案であることから、現対策案が妥当と判断した。	県の評価は 妥当	「現対策案が 妥当」として 事業継続
2	河川課	つづき 津付ダム建設事業	二級河川気仙川水系 大股川	S56	H33	14,100	現対策案が 妥当	現対策案であるダム+河川改修案は、河川整備計画レベル（治水安全度1/30）のコスト比較では、河川改修単独案に劣るものの、河川整備基本方針レベル（治水安全度1/70）では、他の案に比べ最も経済的である。また、他の案に比べ、早期に効果が発現できる案であることから、現対策案が妥当と判断した。	県の評価は 妥当	「現対策案が 妥当」として 事業継続

国基準による再評価とは、国が臨時的かつ一斉に行っている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく再評価

大規模事業評価の答申への対応方針（県基準による再評価）

内 容	対応方針
<p>平成 22 年 10 月 4 日付け政推第 255 号及び平成 22 年 11 月 15 日付け政推第 287 号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、大規模事業評価専門委員会で審議した結果、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p><small>やながわ</small> 1 築川ダム建設事業</p> <p>「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の場合には、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴くよう意見を付す。</p> <p>(1) ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、別紙 1「築川治水対策等比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合</p> <p>(2) 地元自治体が、別紙 1 の A 案以外の案を要望した場合</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。なお、次の場合には、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴く。</p> <p>(1) ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、別紙 1「築川治水対策等比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合</p> <p>(2) 地元自治体が、別紙 1 の A 案以外の案を要望した場合</p>
<p><small>やながわ</small> 2 築川道路道路改築事業</p> <p>「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。なお、今後の整備にあたっては、全線供用に向けて事業を推進し、事業効果の早期発現を目指す。</p>
<p><small>やながわ</small> 3 築川地区緊急地方道路整備事業</p> <p>「要検討（見直し継続）」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、見直し案に基づき事業を継続する。</p> <p>なお、今後の整備にあたっては、全線供用に向けて事業を推進し、事業効果の早期発現を目指す。</p>

## 県土整備部

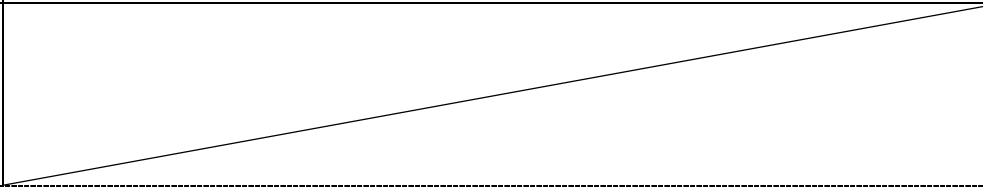
### 大規模事業評価の答申への対応方針（県基準による再評価）

内 容	対応方針
<p>4 <sup>つづき</sup> 津付ダム建設事業</p> <p>「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の場合には、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴くよう意見を付す。</p> <p>(1) ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、別紙2「気仙川治水対策比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合</p> <p>(2) 地元自治体が、別紙2のA案以外の案を要望した場合</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p> <p>なお、次の場合には、専門委員会に対して内容を報告し、随時再評価の要否について意見を聴く。</p> <p>(1) ダム建設事業に対する国の方針や予算の配分方法の見直し、新たな環境保全対策などにより、別紙2「気仙川治水対策比較表」の内容に、大幅な変更が生じることが明らかになった場合</p> <p>(2) 地元自治体が、別紙2のA案以外の案を要望した場合</p>

県基準による再評価とは、従来の「知事が行う政策等の評価に関する条例」に基づく再評価

県土整備部

大規模事業評価の答申への対応方針（国基準による再評価）

内 容	対応方針
<p>平成 22 年 11 月 15 日付け政推第 288 号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、大規模事業評価専門委員会で審議した結果、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>1 <small>やながわ</small> 築川ダム建設事業</p> <p>「現対策案が妥当」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p>
<p>2 <small>つづき</small> 津付ダム建設事業</p> <p>「現対策案が妥当」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。</p>

国基準による再評価とは、国が臨時的かつ一斉に行っている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく再評価